

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

のとおり縦覧に供する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

保安林の指定予定（二件）（森林保全課）

生産事業者の登録の失効（一ヶ年）

県道の区域の変更（道路課）

県道の供用の開始（一ヶ年）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

告 示

鳥取県告示第八百三十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十二月二十日

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字大石谷尻三三三六、三三三七、三三三七第一、三三四九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

鳥取県告示第八百三十七号

境港市が行う土地改良事業（一般農道整備事業米川東地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 - 3 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町津地字アナイゴ九八五の一（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 立木に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

番号		登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の所在
127	羽木原千歳	八頭郡智頭町大字穂見二四〇	八頭郡智頭町大字穂見二四〇	八頭郡智頭町大字穂見二四〇	幼苗及び幼苗以	穂の採種並びに	羽木原千歳	八頭郡智頭町
	外の苗木の育成	苗畑						
	(3)	間伐に係る森林は、次のとおりとする。						
	(2)	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種						

鳥取県告示第八百四十号

（次の図）及び（次のとおり）は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（次のとおりとする。

（次の図）及び（次のとおり）は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（次の図）及び（次のとおり）は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（次のとおりとする。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 二 1 次のとおりとする。
- （一） 保安林予定森林の所在場所
- （二） 日野郡日野町津地字山田林九八〇の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
- （一） 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 立木に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- （次のとおりとする。

鳥取県告示第八百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成八年十二月二十日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
三朝東郷線	東伯郡東郷町大字別所字四ノ南 閔七五七一地先から同大字字 砂和ヶ谷八三三一地先まで	八・〇 一三三・〇 四五三・〇	変更前 九・四 五一・〇	九・四 四五三・〇 四三五・〇	八・〇 一三三・〇 四五三・〇
			変更後		

鳥取県告示第八百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年十二月二十日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
三朝東郷線	東伯郡東郷町大字別所字四ノ南 閔七五七一地先から同大字字 砂和ヶ谷八三三一地先まで	平成八年十二月二十日	

鳥取県告示第八百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年三月十五日 鳥取県指令米土維十第三十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻丁

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目二〇七

株式会社人形のはなふさ

代表取締役 英 勉

鳥取県告示第八百四十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年一月一日から施行する。

平成八年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成8年12月20日 金曜日

鳥取県公報

第6837号 4

第三号の表鳥取いなば農業協同組合の項中「株式会社山陰合同銀行國府支店」を
「株式会社山陰合同銀行鳥取東支店」に改める。

発行所 烏取県鳥取市東町一丁目 鳥
取 県
【定価一部一箇月一千円（送料を含む。）】